

消費者政策の推進を求める件

我が国の消費者政策は、国民の消費生活の安定及び向上を目的として昭和43年に制定された「消費者保護基本法」の枠組みのもとに進められてきたところではありますが、近年の情報化及び規制緩和の進展は、消費者の選択の機会を拡大するとともに、消費者と事業者との間にある情報力・交渉力の格差等の存在により消費者トラブルを増加させ、その内容も多様化・複雑化してきております。

こうした消費生活をめぐる環境変化を背景に、昨年5月、国民生活審議会消費者政策部会において「21世紀型の消費者政策の在り方について」の報告書がまとめられ、同年7月には、消費者保護会議において、「消費者保護基本法」の見直し、消費者団体訴訟制度の導入の検討等を内容とする消費者政策の推進の方針が決定されたところであります。

よって、国会及び政府におかれては、消費生活を取り巻く状況の変化を踏まえ、「消費者保護基本法」の改正において消費者の権利を明示するとともに、関係法規の整備等、消費者政策を推進するために必要な措置を速やかに講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づいて、意見書を提出します。

平成16年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣
経済産業大臣
内閣府特命担当大臣
(金融経済財政政策) 様

仙台市議会議長 鈴木繁雄